

平成31年3月18日

亀岡市長 桂川 孝裕 様

亀岡市障害者就労支援共同センター
代表者 社会福祉法人 亀岡福祉会
第三かめおか作業所

施設長 日下部 育子



地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等の規定による随意契約
できるものに準ずるものの既認定に関する変更届の提出について

平成25年10月21日付け25障福第1619号で、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号、並びに地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約できるものに準ずるものの認定を受け、平成30年3月20日付け29障福第1853号で共同センター構成施設の2施設増加に関する変更届を受理していただいたところではありますが、この度、下記の内容によって、更に構成施設が増加することになりましたので、添付書類を添え、別紙の通り、変更届を提出致します。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 変更届の内容

亀岡市障害者就労支援共同センターを構成する施設の増加

(変更前)

- ・変更前の構成7施設：ワークスおーい、かめおか作業所、第三かめおか作業所、圭の家太陽共同作業所、ハーモニージョブズ、ヴィレッジれん

(変更後)

- ・構成施設数：変更前の7施設から8施設になり、1施設の増加
- ・増加になった施設の名称等：とんとん工房（就労継続支援B型）。
- ・増加になった年月日：平成31年2月25日

2. 添付書類

- ・地方自治法施行令に係る変更届 別紙の通り
- ・地方公営企業法施行令に係る変更届 別紙の通り

以上

政策随意契約事業者 変更届

(あて先) 亀岡市長	平成31年3月18日
申請者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 京都府亀岡市保津町上火無 28-86 (第三かめおか作業所内)	申請者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 亀岡市障害者就労支援共同センター 代表者 社会福祉法人 亀岡福祉会 第三かめおか作業所 施設長 日下部 育子 電話 0771-21-2275

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約できるものに準ずるものとしての既認定に関し、一部変更があつたので、下記の添付書類を添え、変更届を提出します。

変更内容

変更前	亀岡市障害者就労支援共同センター構成7施設 (ワークスおーい、かめおか作業所、第三かめおか作業所、圭の家、太陽共同作業所、ハーモニージョブズ、ヴィレッジれん)
変更後	亀岡市障害者就労支援共同センター構成8施設 (ワークスおーい、かめおか作業所、第三かめおか作業所、圭の家、太陽共同作業所、ハーモニージョブズ、ヴィレッジれん、とんとん工房) ✓
変更することになった日	平成31年2月25日

〈添付書類〉

- ・ 亀岡市障害者就労支援のための協定 (「変更後協定(その2)」) 〈平成31年2月25日締結〉
- ・ 亀岡市障害者就労支援のための協定 (「変更後協定」) 〈平成30年2月15日締結〉

30障福第 1770 号
平成31年3月18日

亀岡市障害者就労支援共同センター
代表者 社会福祉法人亀岡福社会
第三かめおか作業所
施設長 日下部 育子 様

亀岡市長 桂川 孝裕

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等
の規定による認定に係る変更届の受理について

平成25年10月21日付けで認定した地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約できるものに準ずるものの認定について、平成31年3月18日付けで提出のあった変更認定申請を受理したので通知します。

なお、変更部分に認定基準に影響する部分がないこと、団体に継続性があることから認定を継続することとします。

記

1 適用期日

平成31年 3月18日

2 変更部分

センターを構成する団体が、7団体から8団体へと増加

3 その他

当該変更部分については、団体内部の組織機構の変更であるため、認定事項に影響を及ぼしません。

つきましては、これまでの認定を継続することとします。